

平成25年 3月 7日

建設業者 各位

道路使用許可申請および道路工事届について（お知らせ）

柏原市都市整備部
柏原市上下水道部

平素は、本市の公共事業の推進にご協力をいただきありがとうございます。

本市では、現在、交通規制を伴う工事等を行う際、工事請負者のみなさまから交通処理計画を提出していただき、それを基に市が「道路使用許可申請書」を作成し、警察署長の許可を得ています。

しかしながら、より一層の安全管理の充実、責任の明確化と施工性の向上を図るため、平成25年4月1日以降に契約する工事*から、工事請負者が道路使用許可申請の申請者となり許可を得ていただくこととしますので、みなさまのご協力をお願いいたします。

また、市内で交通規制を伴う工事を施工する場合は、柏羽藤消防本部にも「道路工事届出書」を提出し、交通規制の状況を日々連絡することとなっています。

これにつきましても同様に、平成25年4月1日以降に契約する工事*から、工事請負者が「道路工事届出書」の届出者となつていただくこととしますので、あわせてご協力の程よろしくをお願いいたします。

※試験掘業務等、交通規制を伴う業務も含まれます。

※緊急工事や道路管理者が行う維持補修工事等は、従来通り市が申請（届出）を行う場合があります。